

監察課は本気でいじめを抑え込みます

寝屋川市 危機管理部 監察課

いじめの実態

平成 30 年度いじめ認知件数

- ▶ 全 国
 - ・小学校 421,116 件 ⇒ 児童 1,000 人あたり 66.5 件
 - ・中学校 93,921 件 ⇒ 生徒 1,000 人あたり 31.2 件
- ▶ 大阪府
 - ・小学校 30,855 件 ⇒ 児童 1,000 人あたり 71.5 件
 - ・中学校 4,212 件 ⇒ 生徒 1,000 人あたり 20.7 件
- ▶ 寝屋川市
 - ・小学校 **96 件** ⇒ 児童 1,000 人あたり **8.6 件**
 - ・中学校 **76 件** ⇒ 生徒 1,000 人あたり **14.1 件**

<寝屋川市の過去3年のいじめの認知件数>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	79 件	92 件	96 件
中学校	61 件	59 件	76 件
計	140 件	151 件	172 件

※令和元年度（令和2年2月末時点）の件数 161 件

寝屋川市のいじめの認知件数は全国、大阪府と比べて低くなっていますが、全国、大阪府の認知件数は平成 29 年度と比べ増加しており、寝屋川市でも、過去3年**増加しています**。いじめは、**どの学校**にも、**どのクラス**にも起こりうる問題です。

いじめ専門部署の『監察課』を設置！

監察課は令和元年 10 月の設置後、333 件(平成 30 年度・令和元年度)のいじめ事案を引き継ぎ、全事案に対応するなど、解決に向け取り組んでいます。

⇒次ページ 監察課の動き

監察課によるいじめ解決へのアプローチ

被害者（保護者・本人）

学 校

クラスメイト

その他

いじめの相談、通報

監 察 課

【寢屋川方式】 被害者が「いじめられている」と感じた時点で、いじめの事実の有無にかかわらず、いじめ問題として調査し対応します。

行 政 的
ア プ ロ ー チ

- ・被害者、被害者の保護者、学校などに聞き取り調査
- ・加害者、加害者の保護者へアプローチし解決を図ります。

いじめ問題が解決しない場合

- ・加害者に問題があれば、教育委員会・学校に勧告
【加害者の出席停止、クラス替え などを勧告】

法 的
ア プ ロ ー チ

なおも、いじめ問題が解決しない場合

賠償請求などの民事訴訟の支援や警察への告訴の支援

学校での見守り等による対応が最善と判断した場合

教 育 的 ア プ ロ ー チ

より一層いじめの予防に注力

- ・いじめの予防に関する指導
- ・いじめ防止のための見守り

いじめの情報提供に御協力をお願いします！

情報提供をいただいた後は、監察課が聞き取り調査を行うなど即時に対応し、いじめ解決に向けて動きます。

いじめ通報促進チラシ

▶ 毎月1回、寝屋川市立の小中学校の児童・生徒を対象に、いじめ通報を促進するチラシ（小学校低学年・高学年・中学生向けの3種類）を配布し、いじめに関する情報を収集しています。

⇒既に、数件の通報があり監察課が対応し解決を図っています。



通報等の内容は誰にも知られることなく、監察課が迅速に対応し、解決を図ります。

メール

- ▶ メールによる情報提供を受付しています。
- ▶ 監察課に直接、メールが送信されます。

※ 個人情報が含まれるため、アドレスの入力間違い等に御注意ください。

メールアドレス：kansatsu@city.neyagawa.osaka.jp

市公式アプリ

- ▶ 市公式アプリ「もっと寝屋川」からいじめの通報を受付しています。
- ▶ 24時間いつでも通報が可能です。
- ▶ 入力フォームにメールアドレス、氏名、学校名及びいじめの内容等を記入し送信。



いじめ相談フリーダイヤル

- ▶ いじめ相談専用の電話窓口を設置。相談等は監察課のケースワーカーが対応します。
- ▶ 児童等や保護者など、どなたからでもいじめ情報を受付しています。

※月曜日から金曜日まで（祝日除く） 午前9時00分から午後5時30分

TEL 0120 - 7830 - 66



子どもたちをいじめから守るための条例を制定

目的

いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、いじめゼロに向けて市長部局において新たな取組を行うべく、**児童等の命と尊厳を守る**ため、いじめの防止に関し必要な事項を定める。

特徴

- 保護者の責務の明示
 - ・ 市が実施する**いじめ防止に関する施策に協力**するよう努める。
 - ・ 市に、いじめに関する**情報提供を行う**よう努める。
- 児童等のいじめの禁止の明示
 - 児童等は**いじめを行ってはならない**。
- 市長の権限の明示
 - ・ いじめの防止の申出があったときの**必要な調査を行う**ことができる。
 - ・ **学校等に対し**、以下の措置を講ずべきことを**勧告**できる。

勧告内容

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 児童等に対する見守り | ④ 出席停止 |
| ② いじめ防止の環境整備 | ⑤ 学級替え |
| ③ 訓告・別室指導その他の懲戒 | ⑥ 転校の相談及び支援 等 |

いじめ調査の実施・解決の確認

監察課が対応を行うに当たっては、寝屋川市個人情報保護条例に基づき、住所・電話番号等の個人情報を取得させていただいた上で、**被害者・加害者や保護者の皆様方へ調査をさせていただきます**ので、御協力をお願いいたします。